

厚生労働省所管「安心生活創造事業」の実施に伴う地方公共団体から民生委員等への個人情報提供について

## 1. 背景

第5回地域力創造に関する有識者会議（平成21年7月28日）で「安心生活創造事業」について次のようなやりとりがあった。

（厚生労働省の発言概要）

平成21年度の新規予算で厚生労働省は、一人暮らし世帯等への基盤支援（見守りと買物支援）を行う「安心生活創造事業」を行っている。現在、全国54市区町村によるモデル事業を実施。市区町村が認める民間団体が一人暮らし世帯等を支援するもの。

支援に使うため、一人暮らし世帯等のマップを作成したいが、このとき個人情報を取り扱うこととなり、個人情報保護条例では本人の承諾を得ることとなっている。この承諾をもらうということが、この事業で苦勞するところである。

（委員発言概要）

このような事業に係る個人情報の取扱いについては、条例の取扱いを緩めるなどの特例的な方針を国が示すなどの措置を行ってはどうか。

## 2. 関連する国の制度

国の行政機関における個人情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法により、本人から利用目的を明示して取得することとされ、目的外の利用又は提供が制限されている。しかし次のような例外規定が設けられている。その可否は、いずれも実施機関の判断で決定される。

### 取得に際する利用目的の明示が不要な場合

- イ) 生命、身体、財産の保護のために緊急に必要な場合
- ロ) 利用目的を明示することで、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を侵害する場合
- ハ) 行政機関及び地方公共団体の事務等に支障を及ぼす場合
- ニ) 取得の状況からみて利用目的が明らかでない場合

### 利用目的以外の利用・提供ができる場合

- ア. 本人の同意がある場合
- イ. 法令の定めがある場合
- ウ. 統計や学術研究が目的の場合
- エ. 本人の利益になる場合
- オ. 特別の理由のあるとき

### 3. 関連する地方公共団体の制度

地方公共団体における個人情報の取り扱いについては、それぞれの団体の個人情報保護条例で本人から利用目的を明示して取得することとされ、目的外の利用又は提供が制限されている。しかし、一般に次のような例外規定が設けられている。

<p><b>取得に際する利用目的の明示が不要な場合</b></p> <p>イ) <u>本人の同意がある場合</u></p> <p>ロ) 法令又は条例の規定に基づく場合</p> <p>ハ) 生命、身体、財産の保護のために緊急を要する場合</p> <p>ニ) 既に公知となっている場合</p> <p>ホ) 行政機関及び地方公共団体の事務等に支障を及ぼす場合</p> <p>ヘ) 個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認める場合</p>	<p><b>利用目的以外の利用・提供ができる場合</b></p> <p>イ) <u>本人の同意がある場合</u></p> <p>ロ) 法令の定めがある場合</p> <p>ハ) 生命、身体、財産の保護のために緊急を要する場合</p> <p>ニ) 既に公知となっている場合</p> <p>ホ) 統計や学術研究が目的の場合</p> <p>ヘ) 個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認める場合</p>
---	---

### 4. 関係する省庁の制度解釈

厚生労働省では、災害時における要援護者情報の共有について地方公共団体に対し通知を出している（厚生労働省「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」19. 8. 10付け）。内容は下記のとおり災害時での利用に限定して個人情報の取扱いに配慮したものとなっている。

- ・災害時に要援護者の避難支援等を行うため、日頃から、個人情報保護に配慮しつつ防災関係部局と連携して、要援護者情報について自主防災組織や民生委員・児童委員等の関係機関と共有を図ること。
- ・市町村は民生委員児童委員に対し必要な情報を提供し、平常時における民生委員・児童委員活動に支障が生じないように配慮すること。
- ・要援護者情報を受ける者について、要援護者名簿の取扱い上の留意点等を示した誓約書等を作成し、要援護者名簿の提供を受ける者と取り交わすなど、守秘義務の確保のための適切な措置を講じること。

### 5. 「安心生活創造事業」実施団体における検討状況

(A団体の例)

A市では、この事業を社会福祉協議会に委託している。市役所の持っている災害時要援護者情報を社会福祉協議会に提供することは、個人情報保護条例の目的外利用の規定からできないとしている（個人情報保護審査会の了解により

個人情報<sup>1</sup>の目的外使用や提供ができる案件とは認識していない。

そこで、A市は災害時要援護者情報を民生委員に提供しているので、「安心生活創造事業」については、その情報をもとに戸別訪問し事業実施の承諾を得ている。

また社会福祉協議会は、今までの業務実績から一人暮らし世帯などを把握しているので、その情報も使い、戸別訪問して本人の同意を得て、災害時要援護者だけではなく、幅広く生活支援を必要とする一人暮らし世帯への事業実施を行う予定である。

(B団体の例)

B市では、これからこの事業を実施するが、社会福祉協議会に委託を考えている。社会福祉協議会は、今までの業務実績から一人暮らし世帯などを把握しているので、それらの情報をもとに、この事業の対象者である一人暮らし世帯の把握を行う予定。今後は本人の同意を取ることを考えているが、社会福祉協議会だけでは対象者を把握できないと考えている。

市役所と民生委員は、災害時要援護者の情報について情報共有していることから、これらの情報をこの事業で使用してもよいものか、検討しているところ。市としては、介護保険のサービスについて、やはり戸別訪問して、どのようなサービスを利用するかに関して承諾をとっているので、この事業においても対象者の承諾は必要と考えている。

## 6. まとめ

厚生労働省の安心生活創造事業は、見守り支援（安否確認、早期対処、犯罪被害予防、生活情報提供、不安解消など）と買物支援が中心である。要支援者の範囲は幅広く、災害時要援護者に限られていない。

よって要支援者マップの作成には、地方公共団体、民生委員に加え、社会福祉協議会や地域のNPOなど幅広い民間団体の協力が必要と考えられる。

こうした平時の支援を目的とする事業の実施にあたっては、A団体が実施ないし、B団体が検討しているような

① 民生委員との連携

② 社会福祉協議会との連携

のもと事業を推進する取組が参考となるものと思われる。

# 個人情報保護に関する法体系イメージ

